

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

北区は東京都の北部に位置し、23区内で最もJRの駅数が多い「東京の北の玄関口」として、交通条件に優れた区である。かつては、石神井川や千川用水等の水資源、隅田川の舟運等も活用し、明治期からの日本の近代工業の発祥の地として、近代工業発祥の地として我が国の産業革命を牽引してきた。

人口は、昭和39年の441,504人をピークに減少し、近年はほぼ横ばいで推移していたが、平成30年5月に25年ぶりに35万人を超え、令和7年2月1日現在では361,988人となっている。子育てファミリー層の転入により、生産年齢人口及び年少人口も増えているものの、少子高齢化の進展により、製造業事業所の代表者、従業員の高齢化が課題となっている。

産業は、明治時代には製紙・軍需関連の工場・製造所が多数進出し、戦後は都心

(大市場)と近郊であることから、印刷、機械器具、化学工業等をはじめとした都市型工業が発展してきた。しかしながら、区内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。特に製造業においては、東京都の工業統計調査によると、令和2年の事業所数は234となっており、平成26年から51事業所、約18%減少となっている。また、従業員が30人未満の小規模事業所が191事業所となっており、全体事業所数の約82%を占めている。現状を放置すると長い歴史を経て形成された区内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、区内事業者に対して、「ものづくり革新事業」や「ものづくりトータルサポート事業」等の独自の取組みを行ってきたが、引き続き区内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、都内で設備投資が活発な自治体の1つとなり、城北地域のものづくり産業を更に発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

北区の産業は、製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東京都北区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

北区の産業は広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は北区内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

北区の産業は、製造業、卸売・小売・飲食業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が東京都北区の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。